

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

October 2021



EY Taiwan JBS NEWS LETTER - October 2021 -

海外駐在員の税金に対する
補填手当の方針について



本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 国際間の人事異動において直面する税務議題
- ▶ 一般的な税金補填手当の方針におけるメリットとデメリット
- ▶ 明確な税金補填の方針を策定することの重要性
- ▶ 税金補填手当にかかる留意事項

※ 本ニュースレターは、10月1日に発行しましたEY Taiwan PAS Newsletterの翻訳記事となります。

近年、国際的な人材の流動が頻繁となり、海外赴任、出向、長期出張、現地採用など、多国籍企業の転勤者は様々な形で各国、各会社に勤めています。しかし、2019年末以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が急速に流行し、短期間で世界中に広がった結果、会社の取り決めや予定に混乱が生じ、従業員の国境を越えた異動について、より多くの考慮が必要となっています。

幸いなことに、各国政府の努力のおかげで、COVID-19の世界的な流行は徐々に安定してきており、世界中でワクチンの接種率が向上するにつれて、感染拡大抑制の効果も現れてきました。各国政府も、COVID-19からできるだけ早く経済が回復し、国境を越えた異動が再開されることを期待しています。

多くの台湾における企業が、大きな海外投資案件に参加していることから、COVID-19の安定に伴い、国際競争の舞台に戻る準備をしています。今こそ、国境を越えた人員配置や税務問題の方針を再検討し、ポストパンデミックに備えておくのに最適な時期と言えます。

国際間の人事異動において直面する税務議題

企業において、駐在員の全体的な給与や福利厚生の内容を計画するにあたり、派遣される国の生活水準や駐在員の状況に応じて、全体的な給与や福利厚生の内容が駐在員にとっても期待されるものであるか検討が必要となります。特に、関連する追加の手当（生活手当、転居費用など）を提供する必要があるか、そして、もう一つの重要な議題は、従業員の個人所得税です。

各国の税制、給与の支払方法、駐在員の勤務形態などの税務議題は、その従業員の個人所得税の費用だけではなく、会社全体の費用や、さらには従業員の利益にも影響を与え、さらに恒久的施設のリスクの発生と、無視できない重要な議題です。したがって、会社の人事部門は、海外駐在方針を見直すにあたっては、税務部門とも協力をし、海外駐在方針および関連する税務問題についても検討の上で策定する必要があります。



一般的な税金負担手当の方針におけるメリットとデメリット

駐在員の最も重要な税務議題の一つは、会社が駐在員の税金費用をどのように補填するかです。現在の市場における一般的な実務慣行によると、台湾国内の企業は、一次性的税金補填手当の支給、つまりグロスアップ (Net-to-Gross) を原則とした手当を提供する傾向があります。このような手当は、特に各国の税負担が台湾よりも低い場合に、現地企業で雇用される従業員に適しており、従業員にとってより有利となる可能性があります。ただし、駐在地が多く、駐在員の任期が1年から3年以上に及ぶ企業の場合、このような補助手当の方法は、比較的紛争が生じやすく、従業員の海外派遣の意欲が低下してしまう可能性があります。

税金補填手当の方針は、駐在員の給与の権利と海外派遣意欲に影響を与えると同時に、会社の駐在員の給与コストにも影響を与えるため、従業員と会社の利益について、どのようにバランスをとるかが重要となります。以下、会社が駐在員の税金補填手当の方針を策定する際の参考として、多国籍企業の一般的な税金補填手当の方針にかかる分析です。

通常、多国籍企業では、海外駐在の方針において税金補填の方法を明確に定め、会社がどの給与項目に対して所得税を補填するか説明をします。一般的な計算原則には、「グロスアップ」(Net-to-Gross)、「タックスイコライゼーション」(Tax Equalization)、「タックスプロテクション」(Tax Protection)などがあり、それぞれのメリットとデメリットは、以下のとおりです。

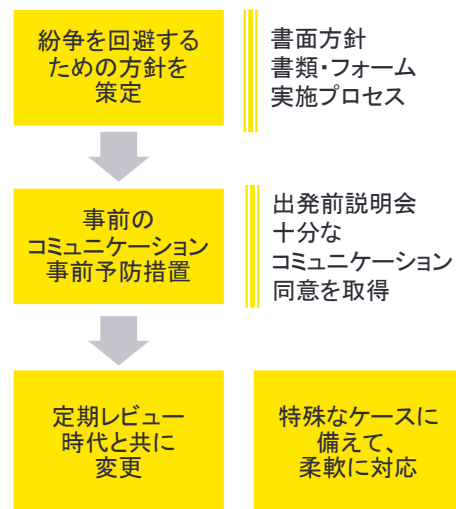
グロスアップ (Net-to-Gross)	タックスイコライゼーション (Tax Equalization)	タックスプロテクション (Tax Protection)
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 駐在によって発生する従業員の追加の税金負担を見積もり、その差額を直接従業員への給与として補填する。 ▶ 手当が過剰または不足する可能性がある。不足する場合、従業員は再計算を要求するため、派遣意欲にも影響する。 ▶ 毎年、従業員と税金の決済をする必要がなく、会社の管理コストは比較的低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員の所得税について、海外派遣により得をすることや損をすることがないよう保証する。 ▶ 駐在員の負担は、駐在前に勤務先から受け取った報酬を想定した税負担であり、「仮設税」と呼ばれる。 ▶ 毎年、年度決済が必要となり、会社の管理コストは比較的高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員の駐在によって増加した税金を補填するが、税金が減少した場合は従業員へ返還の請求をしない。 ▶ 税率の高い国への駐在希望に影響を与える可能性がある。 ▶ 税負担が増加した場合のみ、税負担の決済が必要となるため、タックスイコライゼーションに比して、会社の税負担が大きい。

「タックスイコライゼーション」の場合、実務上、毎年、年度決済が必要であり手続きが相対的に多くなりますが、この方法は他の2つよりも公平かつ透明性があり、紛争が発生しにくいといえます。そのため、多国籍企業および台湾国内の大企業も「タックスイコライゼーション」を採用することが一般的です。

明確な税金補填手当の方針を策定する重要性

前述のように、税金補填手当の方針には、それぞれメリットとデメリットがあります。将来、駐在員との税務紛争を回避するためには、会社は従業員の要望と経営戦略を考慮した上で、従業員の職位、派遣形式、任期の長さなどの要素を総合的に勘案し、どのような税金補填手当を採用すべきか決定すべきです。その上で、計算原則と双方の責任義務を書面にて明記し、人事担当および従業員が順守しやすいように税金補填手当の計算表、同意書、実施プロセスなどの関連文書を併せて準備することが必要となります。

書面による方針の策定に加えて、将来の紛争を回避するためには、事前のコミュニケーションも重要なステップです。したがって、企業は、海外派遣前に、税務責任および関連する税金補填手当の方針を従業員へ詳細に説明し、従業員がその内容を理解し、同意したことを確認すべきです。



最後に、グローバル市場、税務環境の急速な変化、および駐在国の相違によっても講じる対策は異なり、全てを網羅することは難しい点にもご留意ください。会社の意思決定部門または人事部門の管理者は、海外派遣および税金補填手当の方針が、時代と共に変更されているか確認し、特殊なケースに備えて柔軟な実行体制を確保する必要があります。

留意事項



税金補填手当の方針の策定開始から決定までは、複雑な要素もあり、また、会社の経営上の考慮および従業員の要望とのバランスをどのようにとるか、多くの考慮すべき事項があります。税金補填手当の方針を策定するにあたって、見受けられる論点は以下の通りです。

- ▶ どのランク以上またはどの派遣形式の駐在員がタックスイコライゼーションの方法に適するか？
- ▶ 補填すべき所得項目は何なのか？
- ▶ 駐在員の国籍と勤務地の違いに影響はあるか？
- ▶ 新旧税金補填方針の変更があるか？
- ▶ 為替損益の影響をどう処理するか？
- ▶ 支払い手続は法令に違反しないか？
- ▶ 会計処理の原則
- ▶ 従業員の個人情報の機密保持



留意事項(続)



今回紹介した議題では、税金補填方針の策定だけでなく、方針の実行を成功させるために実行面やその他関連する問題についても考慮する必要があります。したがって、方針の策定段階で方針の実行も考慮されている場合、人事部門の担当も実行中の懸念がなく、また、駐在員も税金の問題を心配せずに現地の業務および生活に専念することができます。

したがって、もし、海外派遣の計画があるものの、明確な駐在規定や税金補填方針がない場合や、または関連する方針がすでに長年実施されている場合にも、市場競争力があるものなのか確認する必要があります。EYでは、長年のサービス経験より、最新かつ市場の実務経験に適した専門サービスを提供することができます。

ご質問またはサポートが必要な場合には、EYの専門チームにご遠慮なくご連絡ください。

EY People Advisory Service

▶ グローバルモビリティ

EYの専門チームは、最新の法令動向についての理解、関連する税負担の計算サポートを行い、国際間の人材の異動にかかる体制の構築・実行の支援、雇用主および駐在員のニーズに応じた関連サービスを提供しています。法人のサポート: 法人所得税および社会保険の計算および申告、就労許可および大陸住民の入出国申請など。個人のサポート: 個人所得税の申告、各租税の計算、および居留証の申請など。

▶ 人事制度・システムの導入および実施

EYの専門チームは、人事関連業務および人事オペレーションモデルにかかる理解をサポートします。人事／組織／評価／オンラインによる招聘／オンライン学習／オンライン評価／給与制度の設計／人事計画／後継者育成計画／人事決定などのモデルを含む最適化したHRIS人事システムの導入を実行し、従業員／管理層の自身の対応、企業全体のリソースの効率化、有効性、および管理上の意思決定の品質を向上させることをサポートします。

▶ 人材管理・人事コンサルティング

企業が、重点的な知識・スキルを持つ重要な人材を確保し、従業員の潜在能力を開発し会社へ貢献できるように、EYの専門チームは、企業の文化に基づき、コンピテンシーモデル、9ブロックリソース制度、後継者育成計画、昇進昇格制度、経営者のインセンティブ報酬制度などを含む人材管理制度の設計、研修サポート、人材の競争力を強化することをサポートします。

安永聯合會計師事務所

People Advisory Service

電話: +886 2 2757 8888

e-mail

劉惠雯

稅務服務部
營運長

内線 88858

heidi.liu@tw.ey.com

ビザ関連業務

陳千惠

資深經理

内線 65121

grace.chen@tw.ey.com

李中鈺

經理

内線 67039

wendy.cy.lee@tw.ey.com

稅務コンサルティング

林鈺芳

資深協理

内線 67001

evelyn.lin@tw.ey.com

陳人理

資深協理

内線 67002

woody.chen@tw.ey.com

黃品棋

協理

内線 67005

pingchi.huang@tw.ey.com

宋威徹

資深經理

内線 67013

cart.sung@tw.ey.com

蘇筱嵐

經理

内線 67020

susan.hw.su@tw.ey.com

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、P.7に記のEY People Advisory Serviceチームまたは以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

JBS (Japan Business Services)

清本雅哉 副總經理

02 2757 8888 # 88830
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458
junya.hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525
masato.horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所および財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2021 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC No. 14006149
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

